



期間 7月15日(火)～8月31日(日) 午前9時30分～午後5時30分
(毎週木曜日は定期清掃のため午後5時まで)



改修工事が終了し、オープンを待つプール

■入場料金

	2時間	超過料金 (1時間につき)
大人	市内在住 200円 市外在住 400円	市内在住 100円 市外在住 200円
子ども (高校生以下)	100円	50円

注意事項

▽未就学児は付き添いの方がいない場合は入場できません。
▽水着を着用しない方は入場できません。
▽更衣室のロッカーはコインリターン式のため、入場料金のほかに100円玉が必要です(利用後100円玉は戻ります)。
▽プール用駐車場はありませんので、徒歩または自転車で来場してください。
また、プール開催期間中の粕江市民総合体育館駐車場は、プールの終了の30分後まで利用できません。
▽8月23日(土)は、市民水泳大会のため午後1時30分からの開場予定です(予備日8月30日(土))。
▽気象条件等の影響により、変更や中止になる場合があります。
〔問い合わせ〕体育課 ☎(3430)1141

市民プール無料利用証

〔利用期間〕7月15日(火)～8月31日(日)
〔対象〕障害者手帳および愛の手帳をお持ちの方
〔申し込み・問い合わせ〕障害者手帳または愛の手帳を持参の上、粕江市民総合体育館 ☎(3430)1141 および福祉サービス支援室障がい者支援担当へ(土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時)。

市民プールオープン

粕江市長選挙・粕江市議会補欠選挙開票結果

6月22日(日)投・開票の結果は以下のとおりです。

■市長選挙開票結果(投票率48.51%)

候補者氏名	党派	得票数
矢野ゆたか	無所属(現)	13,396
高橋 清治	無所属(新)	9,727
伊藤 正昭	無所属(新)	7,173

(敬称略)

■市議会議員補欠選挙開票結果(投票率48.48%)

候補者氏名	党派	得票数
浅野 和男	無所属(新)	11,610
いけざ俊子	粕江・生活者ネットワーク(元)	10,919
岡村 しん	日本共産党(新)	7,053

(敬称略)

〔問い合わせ〕選挙管理委員会事務局

親子で参加してみませんか

親子多摩川自然たんけん隊

〔日程〕8月22日(金)～23日(土)(1泊2日)
〔対象〕市内の小学校3年生以上とその保護者(中学生は子どものみでも可)
〔定員〕80人
〔内容〕住民交流友好都市山梨県小菅村で多摩川源流の自然や生活の文化などを体験します。
※8月2日(土)に事前説明会を実施します。
〔参加費〕大人4,000円、子ども3,000円

※この事業は、宝くじの普及広報を目的とした財団法人自治総合センターの助成を受けて開催します。
〔申し込み・問い合わせ〕7月10日(木)までに児童青少年課児童青少年係へ。
自然がいっぱい

第6回「多摩川源流体験教室」



源流の沢歩き

今年、源流のバンガローに泊り、山と川の大自然を丸ごと楽しめます。
〔日程〕8月8日(金)～9日(土)
〔場所〕多摩川の源流「山梨県小菅村」の平山キャンプ場
〔対象〕市内在住の小学校3年生～中学生とその保護者
〔定員〕先着40人
〔内容〕源流の沢歩きと飛び込み・魚つかみ・川あそび・キャンプファイヤーほか
〔参加費〕一人4,000円(交通費・宿泊・保険・食料代、米2合※大学生・ボランティアスタッフも募集します)。
〔申し込み・問い合わせ〕7月7日(月)午前9時から環境管理課環境整備係へ。

国民健康保険税納税通知書を発送します

平成20年度国民健康保険税の納税通知書を7月3日(木)に発送します。国民健康保険税は、医療分と、支援分の保険税そして40歳から64歳までの方が対象の介護納付金に要する保険税の合算額です（左表参照）。

納期は、7月31日から平成21年3月2日までの8回払いです。〔保険税の軽減〕前年の合計所得が一定額以下の場合、保険税を減額する制度があり、住民税の申告に基づいて適用されます。申告をしていない方は、至急手続きをしてください。

なお、国民健康保険に加入している世帯で、75歳以上の方が後期高齢者医療制度に移行し、引き続き国民健康保険に加入する75歳未満の方が一人になる場合は、平等割が5年間2分の1になります。

また、今まで受けていた軽減は世帯構成および収入が変わらなければ、引き続き5年間軽減を受けることができます。

〔保険税の減免〕次のような場合、普通徴収は納期限の7日前までに、特別徴収は年金給付の直近の支払日の7日前までに、事情を証明する書類を添えて減免の申請ができます。

▽生活保護を受けることになったとき

▽納税義務者または同居の親族が、死亡・失職・廃業・疾病等により、収入が著しく減少し、生活が困難になったとき

▽災害等により資産に重大な損害を受けたとき

▽1世帯に被保険者が3人以上加入していて、収入が一定額以下の場合

また75歳以上で、会社の健康保険などの被用者保険から後期高齢者医療制度に移行する方の扶養家族（65歳～74歳）は国民健康保険に加入することになるため、保険税がかかります。この場合申請すると、2年間減免を受けることができます。

年金係

国民健康保険の「限度額適用認定証」が新しくなります

現在お持ちの国民健康保険の「限度額適用認定証」の有効期限は7月末日までです。8月1日からの新しい「限度額適用認定証」は7月中に送付しますの

で、更新の手続きは不要です。

期限の過ぎた「限度額適用認定証」は、ご自身で住所・氏名などが分からないように細かく切るなどしてから破棄してください。

〔問い合わせ〕健康支援課保険年金係

会社の健康保険等に加入された方は国民健康保険の脱退手続きが必要です

国民健康保険に加入していた方が会社の健康保険等に加入された場合は、国民健康保険の脱退手続きをしてください。

手続きは、新しい健康保険証の写しに日中の連絡先電話番号を記入の上、国民健康保険とともに健康支援課へ郵送してください。

脱退の手続きにより国民健康保険税が変更になる方には、8月中旬に税額変更通知書を送付しますので、第一期分は納期限までに納めてください。

〔問い合わせ〕健康支援課保険年金係

平成20年度後期高齢者医療保険料納入決定通知書を7月中旬に発送します

■保険料の納付方法

年金額が年額18万円以上の方は、原則として年金からの天引きとなります（特別徴収）。

年金額が年額18万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える方は、年金からの天引きは行わず、納付書や口座振替などの個別納付と

なります（普通徴収）。

介護保険料（普通徴収・特別徴収）納入通知書を発送します

平成20年度介護保険料納入通知書を7月初旬に発送します。

■普通徴収

〔対象〕年金額が年額18万円未満の方や、年金の種別が老齢・退職共済・障害・遺族年金以外の方

〔納期の回数〕第1期（7月31日）から第8期（平成21年3月2日）までの8回払い

〔納め方〕金融機関などの窓口での納付のほかに、預金口座から自動的に引き落とす口座振替の方法もあります。ぜひご利用ください。

※平成20年2月2日から4月1日までの間に65歳到達や転入で市の第1号被保険者になった方で、平成20年4月1日時点で年額18万円以上の老齢（退職）年

なります（普通徴収）。

■保険料の減免

次のような場合、普通徴収は納期限7日前までに、特別徴収は年金給付の次の支払日の7日前までに、事情を証明する書類を添えて減免の申請ができます。

▽被保険者またはその属する世帯の世帯主が、災害等により資産に重大な損害を受けたとき

▽被保険者の属する世帯の世帯主が死亡・失職・廃業・疾病等により収入が著しく減少し、生活が困難になったとき

▽そのほか広域連合長が認める特別の事情があるとき

■一部負担金の割合が変わる方に新しい保険証を送付します

医療機関等で支払う一部負担

金の割合（1割または3割）は、確定した前年の所得で、8月からの割合を判定します。

判定の結果、負担割合が変わる方には、7月中に新しい負担割合の保険証を送付します。

■8月から後期高齢者医療制度の一部負担金の決め方が変わります

これまでは、同じ世帯の70歳以上の方を対象に判定していましたが、8月からは75歳以上の後期高齢者医療制度加入者の方で判定することになります（一定の障がいをお持ちの65歳以上を含む）。

そのため、70歳から74歳までのほかの健康保険加入者は判定対象から除かれます。

徴収の合計額を差し引いた残額を10・12月、平成21年2月の3回に割り振り天引きします。

また、新たに6月あるいは8月から特別徴収が開始される方は、残額を10・12月、平成21年2月の3回に割り振り天引きします。

なお、年度途中に所得税の申告などにより市民税に変更が生じ、介護保険料の所得段階が上位に変更になる方は、増額分を普通徴収で納付していただくことがあります。

■給付制限

特別の事情なく介護保険料を滞納している場合、滞納期間に応じた介護給付が制限されます。保険料の納付方法等についてはご相談ください。

■シルバーパスを申請する方へ

今回お届けする納入通知書の所得段階区分欄に1、2、3、

これまで、判定対象者が2人で収入520万円以下の場合に申請すると1割負担となっていた世帯の方は、8月からは判定対象者が1人となるため3割負担に上がる場合があります。ただし、新たな経過措置として、月額自己負担限度額が1割（一般世帯）の方と同額になります（平成22年7月末日まで）。

なお、平成18年8月から2年間適用されていた「公的年金等控除の見直し・老年者控除の廃止に伴う経過措置」および「老年者に係る住民税非課税措置の廃止に伴う経過措置」は終了します。

〔問い合わせ〕健康支援課保険年金係

4のいずれかの段階が記載されているもの（19年度市民税が非課税となります）は、満70歳以上の都民の方が対象となる「東京都シルバーパス」を1,000円で発行を受ける場合に「非課税を確認する書類」として使用できますので保管願います。

※現在の年齢が70歳以上の方および平成21年4月1日までに満70歳の誕生日を迎える方で、平成17年度介護保険料所得段階区分が1、2、3段階、かつ平成20年度所得段階区分が5以上に該当する方は、平成20年度経過措置として費用負担1,000円でシルバーパスの交付が受けられる確認書を8月中旬ごろに送付します。

〔問い合わせ〕納入通知書については介護支援課介護保険係、シルバーパスについては介護支援課高齢者支援係

■平成20年度国民健康保険税の税率等

	医 療 分	支 援 分	介護納付金分
均等割額	1 万5,100円	1 万3,500円	1 万1,000円
平等割額	2,000円		
所得割税率	4.26%	1.50%	1.17%
資産割税率	18.20%		
賦課限度額	47万円	12万円	9 万円

※これまで国民健康保険税は「医療分」と「介護分」との合算額でしたが、平成20年度から新たに後期高齢者医療制度を支援するための「支援分」が加わり、3区分の合算額になります。算定方法・税率は変わりますが、一部の方を除いて合算後の税率はありません。限度額のみ変更になります。

※介護納付金分は40歳から64歳までの方が対象となります。

狛江市行政評価委員会からの 提言書がまとまりました

狛江市行政評価委員会は、行政評価制度の見直しを行うにあたり、「新しい行政評価制度のあり方」と市民の視点に立った「第三者評価制度のあり方」を検討するため、平成 19 年 5 月に設置しました。

3 月までに 10 回の委員会を開催し、提言書を策定して、市長へ提出しました。

今後はこの提言書に基づき、行政評価制度の見直しを進めていきます。

主な内容は次のとおりです。

■新しい行政評価制度導入に向けた基本的方針

▽行政評価制度の目的の明確化

▽「市民サービスの向上」と「行政運営の見直し」の両立

▽市民への説明責任の拡充

▽総合計画・予算編成と行政評価制度の連携

▽「やりがい」「達成感」のある行政評価制度の構築

■新しい行政評価制度のあるべき姿

▽業務改善、課内議論による情

市では、皆さんから市政に関する意見、要望などをいただき、市民との協働によるまちづくりを進めていきます。

「市長への手紙」は、ホームページからの電子メール、FAX、封書やはがきなどの郵便でも受け付けていますが、市役所、あいとぴあセンター、公民館、狛江市民総合体育館、各地域センター

報の共有化、課題の顕在化を目的とした事務事業評価と総合計画の進捗管理、事務事業の見直し等を行う施策評価に分けて実施する。

▽説明責任の拡充を図るとともに、市民の視点に立った第三者評価を導入する。

■外部評価のあり方

▽評価対象 「提言内容を実現できているか」「個々の施策や事業」「施策評価の過程」を対象とすることが考えられる。

▽評価主体 学識者と市民による委員会形式とする。

▽評価主体の構成 学識者については、行政評価制度に精通した専門家を選定すること。市民委員については、公募を基本とするが、専門分野、性別、年齢等のバランスを考量する必要がある、詳細は市にゆだねることとする。ただし、総合計画の策定に参加した市民委員を委員に選定するなど、総合計画と行政評価制度の連携を意識した構成にすること。

には、「市長への手紙」用のはがきと投函箱を設置していただきます。

回答には、おおむね 2 週間

「市長への手紙」にあなただの意見をお寄せください

ほど時間をいただいています。回答を希望される方は、氏名、住所、メールアドレスを必ずご記入ください。

聴担当

▽開催時期 委員会の活動時期については、評価対象によって異なるが、「行政評価終了後」「予算編成と並行」「施策評価と並行」などが考えられる。

▽評価結果の活用 「各部長への報告と意見交換」「市長への報告」「決算資料として議会への提出」および「市民への公表」などが考えられる。

■新しい行政評価制度の導入スケジュール

新しい行政評価制度は、評価計画・予算の連携体制の構築が不可欠であり、総合計画等と行政評価制度との連携を十分に意識したものへ改定する必要があります。しかしながら、総合計画の改定は平成 22 年度であり、新しい評価制度そのものについても十分に慣れておく必要があることから、平成 22 年度までの間は現在の基本計画等に新しい行政評価を導入し、評価に慣れるための試行期間とし、新しい施策体系の下で行政評価を本格実施していくこととする。

なお、詳しくは市ホームページからご覧になれます。

「問い合わせ」政策室企画法制担当

なお、いただいた意見やその回答のうち、市民生活、まちづくりの参考になる事例の要旨を、市ホームページに掲載させていただくことがあります。その際は、プライバシーに十分配慮し、個人が特定されないよう留意します。

「問い合わせ」政策室広報広聴担当

市民協働事業提案制度公開プレゼンテーション・審査会開催

平成 21 年度に市民公益活動を行う団体が市と協働で行うことを希望する事業の提案に、5 件の申請がありました。申請団体が提案事業を公開プレゼンテーションで発表し、後日協働が望ましいかを審査します。

▽公開プレゼンテーション

「日程」7 月 6 日(日)

▽審査会

「日程」7 月 13 日(日)

「審査員」狛江市市民参加と市民協働に関する審議会委員

「時間・会場」両日とも午後 1 時 30 分からエコルマホール展示・多目的室

「問い合わせ」政策室協働調整担当

市民協働事業提案制度申請内容

団体名	提案事業名称	提案事業概要
狛江地域ねこの会	「野良猫トラブル 0 を目指して」～野良猫から地域猫へ～	飼いのいない猫の問題を地域の問題としてとらえ、人と動物の共生を目指す。
愛の子育てアロマの癒し	みんなで子育てアロマ	心豊かに幸せな社会で過ごせるよう、親子を中心にアロマセラピーを普及させる。
NPO法人CULLカリタスカウンセリング学会	心の健康と生きがいづくり	心理療法の基礎知識の勉強会を行い、具体的な支援の必要な方には早期支援を図る。
狛江青年会議所	どうする多摩川河川敷？問題解決と有効活用に向けたまちづくりディスカッション	多摩川河川敷の問題解決と有効活用について、市民討議会を開催し、市民提案書を作成する。
サポート狛江	市内の支援の必要な子どもにかかわる支援ネットワークマップ	子どもに必要な支援に繋がりがやすくするため、ネットワークマップを作成し配布する。

住宅用火災警報器は 義務設置になりました

火災予防条例の改正により、住宅用火災警報器の設置が義務となりました。

すでに新築、改築する住宅では平成 16 年 10 月 1 日から義務となっていますが、既存の住宅も平成 22 年 3 月 31 日まで住宅用火災警報器が必要となります。

これは、戸建ての住宅だけではなく、共同住宅や店舗を兼ねた住宅も対象となります。

■住宅用火災警報器とは

住宅用火災警報器は、煙や熱をいち早く感知し、警報音などで火災を知らせてくれるものです。

火災の早期発見には住宅用火災警報器が大変有効です。東京消防庁管内では、火災による死者が 75 人（6 月 24 日現在）発生しています。もしもの時のために、早めに住宅用火災警報器を設置しましょう。

ぜひこの機会に、住宅用火災警報器を設置しましょう。

「問い合わせ」狛江消防署（3480）0119

大雨による浸水被害を防ぎましょう

集中豪雨などにより、短時間で大量の雨水が路上に流れ、道路冠水や住宅の浸水等の被害をもたらすことがあります。次の点を確認の上、協力をお願いします。

▽道路集水ます、雨どい、駐車場の排水溝に、ごみや落ち葉などがたまらないように清掃をしましょう。

▽地下駐車場などの浸水の恐れのある場所は、土のう等の準備をおきましょう。

「問い合わせ」安心安全課

■住宅用火災警報器の種類

「煙式」と「熱式」がありますが、火災をいち早く発見するため、「煙式」を設置しましょう。

台所など、火災以外の煙を感知する恐れのある場所は、「熱式」でも構いません。電源はコンセントから取る方式や、電池方式があります。

耳の不自由な方は、光や振動を発する機器等を取り付けることにより、音以外の方法で火災を知ることができま

■住宅用火災警報器設置促進キャンペーン

8 月 15 日(金)まで、狛江消防署をはじめ、市内の公共施設や街頭で住宅用火災警報器の設置促進キャンペーンを実施します。

ぜひこの機会に、住宅用火災警報器を設置しましょう。

「問い合わせ」狛江消防署（3480）0119

行政けいごばん

7 月の日曜窓口

〔日程〕 27 日(日)

〔時間〕 午前 9 時～午後 1 時
〔開設窓口〕 市民課・課税課・納税課 健康支援課保険年金係・子育て支援課手当助成係
※取扱業務や必要書類等は、事前に担当課にご確認ください。

〔問い合わせ〕 政策室企画法制担当

洞爺湖サミットに伴いテロ警戒が強化されます

7 月 7 日(月)から 9 日(水)まで、北海道で「洞爺湖サミット」が開催されます。このため、首都東京においてもテロ警戒が強化されます。

テロを未然に防止し、安心・安全なまちづくりを進めるために、不審物・不審者を発見したときの警察等への速やかな通報や地域における巡回への参加など、地域の皆さんの協力をお願いします。

〔問い合わせ〕 安心安全課

都立霊園の使用者募集

〔募集期間〕 7 月 14 日(月)まで
〔募集霊園〕 多磨・小平・八王子・八柱・青山・谷中の 6 霊園と、多磨霊園みたま堂、小平霊園合葬埋蔵施設
〔申し込み〕 専用の申込書を郵送※14 日(月)までの消印があり、18 日(金)午前 9 時までに新宿郵便局が受領したものに限り。
〔申込書配布・問い合わせ〕 市民課へ。

負担限度額認定証の更新はお済みですか

平成 19 年度に負担限度額認定を受けた方がお持ちの負担限度額認定証の有効期間は、6 月末日までです。

認定を受けていた方には、5 月末に更新のお知らせと申請書をお送りしています。

7 月以降も引き続き認定証を使う予定のある方で、まだ申請が済んでいない方は、すぐに申請書を提出してください。

〔負担限度額認定とは〕 介護保険施設入所者、ショートステイ利用者の居住費（滞在費）と食費について、世帯全員が住民税非課税の方の自己負担額に上限（負担限度額）を設け、負担の軽減を図る制度です。認定を受けるには、申請が必要です。

〔問い合わせ〕 介護支援課介護保険係

生け垣を作りませんか

新たに生け垣を設置する場合やブロック塀などを撤去して生け垣に改造する場合、その費用の一部を補助しています。

なお、補助を受けるには、事前に申請が必要です。

〔補助の対象要件〕 ▽生け垣用の樹木の高さがおおむね 1 m 以上であること ▽生け垣の総延長が 3 m 以上であること ▽道路に面し、その道路の幅員が 4 m 以上であること

〔問い合わせ〕 環境管理課環境整備係

「ねんきん特別便」をお届けしています

社会保険庁では、すべての被保険者および年金受給者の皆さんに、年金加入記録等を記載した「ねんきん特別便」を送付し、基礎年金番号に登録されている年金加入記録に誤りや記載漏れなどがないか、確認をお願いしています。

〔送付スケジュール〕

▽年金受給者 4 月～5 月

▽現役加入者 6 月～10 月

〔年金受給者の回答の仕方〕

▽誤りがない場合 同封の返信用封筒で「年金加入記録回答票」を社会保険業務センターに郵送してください。

▽誤りがある場合 「年金加入記録回答票」に訂正内容等を入力し、年金証書と印鑑をお持ちの上、最寄りの社会保険事務所です手続きしてください。

※郵送での手続き方法は「ねんきん特別便専用ダイヤル」でご案内しています。

〔現役加入者の回答の仕方〕

記載誤り等の有無にかかわらず、同封の返信用封筒で「年金加入記録回答票」を社会保険業務センターに郵送してください（勤め先で回収する場合もあります）。

なお、記録の訂正が必要な方で、旧姓で年金制度に加入されたことがある方は、必ず「年金加入記録照会回答票」に旧姓の記入をお願いします。

〔ねんきん特別便専用ダイヤル〕

☎ 0570（058）555

※IP 電話・PHS からは ☎（6700）1144

▽受付時間 月～金曜日（午前 9 時～午後 8 時）および第 2 土曜日（午前 9 時～午後 5 時）

〔問い合わせ〕 府中社会保険事務所 ☎ 042（361）101

年金を受けている方が亡くなられたときは届け出が必要です

年金を受けている方が亡くなられたときは、市役所へ戸籍関係の届け出をしていただきます

が、府中社会保険事務所へも「年金受給権者死亡届」の提出が必要です。

年金は亡くなった日の属する月まで支払われますので、未払いの年金がある場合は「未支給年金・保険給付請求書」も併せて提出してください。

未払いの年金については、受けられる遺族の範囲があり、年金を受けていた方の死亡当時、生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹となります。

なお、「年金受給権者死亡届」の提出が遅れると年金がそのまま支払われ、後日、遺族の方から年金を返納していただくこともありますのでご注意ください。

〔問い合わせ〕 府中社会保険事務所 ☎ 042（361）101

年金記録確認地方第三者委員会への申し立ては社会保険事務所で受け付けています

年金記録の訂正に関し、公正な判断を示すため、年金記録確認東京地方第三者委員会が設置

されています。

年金証書、振込通知書、年金手帳や健康保険証などを用意の上、社会保険事務所で自身の年金記録をご確認ください。

その上で、社会保険事務所からの確認結果（回答）に異議のある場合には、年金記録確認東京地方第三者委員会に審査の申し立てをすることができます。

この申し立ては、府中社会保険事務所です受け付けています。※申し立ての手順については、総務省のホームページ（http://www.soumu.go.jp/）でもご覧になれます。

〔問い合わせ〕 府中社会保険事務所 ☎ 042（361）101

社会保険事務所窓口での国民年金保険料の現金領収を廃止しました

5 月から、社会保険事務所の窓口における国民年金保険料の現金領収を廃止しました。

今後は、次の方法により納付してください。

なお、社会保険事務所から保険料の催告等をした場合は、当分の間、窓口でも現金による納付を受け付けています。

▽納付書による納付 全国の銀行、信用金庫、労働金庫、農協等の金融機関、ゆうちょ銀行（郵便局）、コンビニエンスストアで納付できます。

▽口座振替による納付 全国の銀行、信用金庫、労働金庫、農協・漁協等の金融機関、ゆうちょ銀行（郵便局）、社会保険事務所です申し込みの手続きをしてください。

▽クレジットによる納付 社会保険事務所です申し込みの手続きをしてください。

※詳しくは社会保険事務所にお尋ねください。

▽電子納付(Pay easy) 国民年金保険料の納付書は、Pay easy（ページー）対応の ATM、インターネットバンキング等が利用できます。利用が可能かどうかは納付の際、金融機関にお問い合わせください。

〔問い合わせ〕 府中社会保険事務所 ☎ 042（361）101

社会保険事務所職員を名乗る振り込め詐欺にご注意ください

社会保険事務所職員を装い、「医療費の還付金があるので手続きをしてください」と電話をかけ、銀行の現金自動預け払い機（ATM）に行くよう指示して振り込みを行わせる「振り込め詐欺」が多発しています。

社会保険事務所が還付金等を支払う場合に、ATM の操作をお願いすることは一切ありません。

社会保険事務所の職員を名乗る電話や、訪問で不審な点がありましたら、その場で対応せず、社会保険事務所へ確認するなど十分にご注意ください。

なお、社会保険事務所の職員が訪問する際は、身分証明書を携帯していますのでご確認ください。

〔問い合わせ〕 府中社会保険事務所 ☎ 042（361）101

審議会等守の公開

【市民活動支援センター設置検討委員会

〔日時〕 7 月 8 日(火)午後 7 時から

〔会場〕 502・503 会議室

〔問い合わせ〕 政策室協働調整担当

【第 1 回地域公共交通会議

〔日時〕 7 月 10 日(木)午後 4 時から

〔会場〕 4 階特別会議室

〔問い合わせ〕 都市整備課企画計画係

【第 4 回体育指導委員会議

〔日時〕 7 月 9 日(水)午後 7 時から

〔会場〕 狛江市民総合体育館

〔問い合わせ〕 体育課

訂正

6 月 15 日号掲載の「平成 19 年中の所得または所得控除が変動した方は、住民税が減額される場合があります」の中で、一部誤りがありました。

誤 平成 20 年度個人住民税の課税所得金額（申告分離課税分を含む）が所得税との人的控除額の差の合計額以上の場合

正 平成 20 年度個人住民税の課税所得金額（申告分離課税分を含む）が所得税との人的控除額の差の合計額以下の場合

〔問い合わせ〕 課税課

小・中学生 南部地域 センターに 集まれ！

今年度も小・中学生を中心にした「南部武遊伝」事業をいろいろ計画しています。

第 1 回目は 7 月 30 日（水）で「パン」を作って、みんなで食べます。

参加登録をして仲間と一年間活動してみませんか。

【申し込み・問い合わせ】南部地域センター ☎（3489）2150 へ。



による乳児期の食生活のお話し」（日時）7 月 14 日（月）午前 10 時 30 分～11 時 30 分【対象】生後 9 カ月から 1 歳 6 カ月児の保護者【定員】25 人【参加費】200 円（試食・資料代）

※試食をしながら相談もできます【申し込み】3 日（水）午前 10 時から 11 日（金）までに参加費持参で窓口へ。

◎和泉児童館
☎（3480）1441

◎岩戸児童センター
☎（3489）5414

■いずみ子育てくらぶ第Ⅱ期（9～12 月）【対象年齢・曜日】▽0 歳児隔週木曜日▽1 歳児隔週金曜日▽2・3 歳児隔週火曜日【時間】各日午前 40 分程度【申し込み】7 月 17 日（水）午前 10 時から※詳しくは窓口へ。

■地球をあそびつくせ「サマ ーキャンプ」【日時】7 月 24 日（水）26 日（土）（2泊3日）【会場】福島県小野川湖【対象】小学校 3 年生～6 年生【定員】30 人【内容】シャワークライミングやカヌー体験、ネイチャークラフトなど【参加費】

◎地球をあそびつくせ「サマ ーキャンプ」【日時】7 月 24 日（水）26 日（土）（2泊3日）【会場】福島県小野川湖【対象】小学校 3 年生～6 年生【定員】30 人【内容】シャワークライミングやカヌー体験、ネイチャークラフトなど【参加費】

◎市立保育園園庭開放
【おひさま】

■折り紙タイム「夏休みのカレンダー」【日時】7 月 9 日（水）午後 3 時 30 分～4 時 30 分【対象】小学生【定員】15 人

■おやつづくり「クレープアイスクリーム」【日時】7 月 12 日（土）午後 2 時～4 時【対象】小学生【定員】15 人【参加費】100 円【申し込み】2 日（水）午後 4 時から

■離乳食教室「狛江栄養士会

園 名	日程	備 考
和泉保育園 ☎（3480）0598	15 日（火） 30 日（水）	身体測定 水遊び
藤塚保育園 ☎（3489）2835	8 日（火） 23 日（水）	— どろんこ遊び
駒井保育園 ☎（3480）9361	3 日（水） 17 日（水）	身体測定 水遊び
駄倉保育園 ☎（3489）5415	3 日（水） 16 日（水）	身体測定 水遊び
宮前保育園 ☎（3480）4448	8 日（火） 17 日（水）	水遊び すいか割り
三島保育園 ☎（3488）3898	7 日（月） 17 日（水）	七夕会 誕生会

【日程】上表のとおり（雨天中止）【時間】午前 9 時 40 分～11 時【対象】市内在住の未就学児とその保護者【持ち物】着替え・タオル等

※親子とも汚れてよい服装でお越しください。

【問い合わせ】各園

健康と衛生

健康診査 Health

■3・4 カ月児健康診査

【日時】7 月 16 日（水）・17 日（木）受け付けは午後 1 時から【会場】あいとびあセンター【対象】3 月生まれの乳児【持ち物】母子健康手帳・問診票・保険証※対象者には個別に問診票を送付しています。

【問い合わせ】健康支援課健康推進係 ☎（3488）1181

教室 Health

■栄養教室「親子で楽しくクッキング！」和風っていいね！

【日時・内容】▽7 月 23 日（水）午後 2 時～4 時、おやつ作り（ずんだ団子）▽25 日（金）午前 10 時 30 分～午後 1 時 30 分、昼ご飯作り（おにぎり・みそ汁・鳥の照り焼き・花形にんじんなど）※一日だけの参加も可【会場】あいとびあセンター【対象】小学生の親子【定員】各日先着 12 組

【持ち物】エプロン・三角巾・ふきん・筆記用具【参加費】1 回 500 円（材料・資料代）

【申し込み・問い合わせ】健康支援課健康推進係 ☎（3488）1181 へ。

■親子クッキング・ブラッシング教室

【日時】7 月 31 日（木）受付時間は午前 10 時 15 分～10 時 30 分（午後 3 時終了予定）【会場】あいとびあセンター【対象】小学生の親子【定員】先着 12 組【内容】単イタリアンメニュー（パンピザ・かぼちゃスープ・トマトサラダ・フルーツヨーグルト）を作り、その後歯科健診、歯垢染色をしての歯磨き練習、フッ素塗布を行います【持ち物】子どもと保護者のエプロン・三角巾・ふきん・歯ブラシ・コップ・筆記用具【参加費】500 円（材料・資料代）



昨年の教室

【申し込み・問い合わせ】健康支援課健康推進係 ☎（3488）1181 へ。

健康相談 Health

■フロアー健康相談
【日時】7 月 18 日（金）午前 9 時 30

分～11 時 30 分【会場】あいとびあセンター

【問い合わせ】健康支援課健康推進係 ☎（3488）1181

■毎月第 2・4 木曜日は国保加入者のための健康相談

【日時】7 月 10 日（木）・24 日（木）午前 9 時 30 分～11 時 30 分【会場】市役所 2 階フロアー

【問い合わせ】健康支援課保険年金係

■無料健康相談

【日時】7 月 17 日（木）午後 1 時 30 分～2 時 30 分【会場】あいとびあセンター【科目】内科・産婦人科

【問い合わせ】医師会事務所 ☎（3488）2267

お知らせ Health

■食中毒を予防して楽しい夏を過ごしましょう！

気温が高くなる夏季には細菌性の食中毒が多発します。

食中毒予防の 3 原則「細菌をつけない（清潔・洗浄）、増やさない（迅速・冷却）、やっつける（加熱・殺菌）」を守り、楽しい夏を過ごしましょう。

近年、肉類の生食やバーベキューなどで肉の加熱不足による

O157、カンピロバクター食中毒が増加しています。

特に、抵抗力の弱い子どもや高齢者は重症化することもありますので、肉類の生食は避け、十分に加熱して食べましょう。

【問い合わせ】多摩府中保健所 ☎042（362）2334

小児初期救急
平日夜間診療

【診療日】月～金曜日（当院の休診日は除く）

【受付時間】午後 7 時～9 時 30 分

【対象】15 歳以下の急病のお子さん

※事前に電話をしてから受診

○慈恵第三病院内「狛江・調布小児初期救急平日準夜間診療室」

☎（3488）2061

休日診療

【診療日】6 日・13 日・20 日・21 日・27 日

【受付時間】午前 9 時～11 時 30 分・午後 1 時～4 時 30 分

【会場】あいとびあセンター

○休日応急診療所

☎（3488）9121

○休日歯科応急診療所

☎（3488）9171

○休日診療薬局

☎（3488）1519

24 時間
医療機関案内

○狛江消防署
☎（3480）0119

○東京消防庁救急相談センター
☎042（521）2323

○ひまわり
☎（5272）0303

http://www.himawari.metro.tokyo.jp/

インフォメーション

催し

■第58回「社会を明るくする運動」実施大会とコンサート「防ごう犯罪と非行 助けよう立ち直り」

7月 は「社会を明るくする運動」強調月間です。これは犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

今回の重点目標は「犯罪・非行の防止と更生の援助のため、地域住民の理解と参加を求める」と定めています。

市でもこの全国的な運動に呼応して、多くの団体による協力のもと、実施大会とコンサートを中心に取り組みを行っています。

【日時】7月21日(月)午後1時30分～4時【会場】エコルマホール【内容】▽一部 実施大会（中学生啓発標語入選者表彰など）▽二部 市内4つの中学校吹奏楽部によるコンサート【問い合わせ】児童青少年課児童青少年係

■古布リサイクル作品展示会

【日時】7月23日(水)・24日(木)午前10時～4時（24日(木)は午後3時まで）【会場】狛江市ビン・缶リサイクルセンター【問い合わせ】清掃課

■第34回かわせみコンサート「子育て支援コンサート」

【日時】7月12日(土)午後2時～4時（午後1時30分開場）【会場】谷戸橋地区センター【内容】癒し系ジャズ&ポップスをお届けします。乳幼児・幼稚園児と一緒に楽しみたい【出演】畠山美津子さん（フルート）、佐藤ミドリさん（ピアノ）※福祉施設への寄付とコンサート運営資金にご協力ください。

【問い合わせ】地域活性課市民文化係

お知らせ

■南部地域センター利用者懇談会

【日時】7月10日(木)午後7時から【問い合わせ】南部地域センター ☎（3489）2150

■チャドクガの被害が出ています

チャドクガは、卵・幼虫・サナギ・成虫と常に毒針の毛を持ち、この毛に触れると激しいかゆみとハレが生じます。

この毛には、死んでいる虫、抜け殻、風で散ったものであっても同様に毒があり、注意が必要です。

発生した虫の駆除は、木の所有者が実施してください。

【発生時期】幼虫は、4月～6月と8月～10月の年2回、ツバキ・サザンカ・チャの木などに発生します【防除方法】若令幼虫期には1枚の葉に群生しているので、この時期に枝ごと幼虫にビニール袋をかぶせて切り取り、焼却するか、土中に埋めます。この際、毛に触れないよう注意が必要です。



チャドクガの幼虫

大量に幼虫が発生、または分散している場合には、薬剤散布によつて駆除します。この際、「適正な薬剤を使用する」「近隣へ事前に告知する」「風量や風向きに配慮する」等が必要です。

【問い合わせ】環境管理課環境整備係

■夏の公的融資相談会

【日程】7月2日(水)※予約制【時間】▽午前の部 10時～正午▽午後の部 1時30分～4時▽夜間の部 7時～9時【会場】狛江市商工会館【内容】低利で使いやすい市の制度融資、無担保・無保証人・保証協会の保証不要なマル経融資等の個別相談会

【相談員】国民生活金融公庫職員、狛江市商工会融資担当職員【申し込み・問い合わせ】狛江市商工会 ☎（3489）0178へ。

■狛江市ファミリー・サポート・センター事業説明会

【日時】7月12日(土)午前10時30分～正午【会場】和泉児童館※

駐車場はありません【内容】子育ての手伝いをお願いしたい方と、手伝うことができる方が会員になり、相互に助け合う有償のボランティア活動の説明会です。利用会員（援助を受けた方）はサポート会員（援助をした方）にお子さん1人当たり1時間につき700円（曜日、時間によつては800円）の謝礼金を支払います。サポート会員希望者は説明会と講習（2日間）の受講が必要です※2歳以上の託児を行います。託児申し込みは11日(金)まで。

【申し込み・問い合わせ】ファミリー・サポート・センター

【火】土曜日午前10時～午後6時 ☎（3480）1587へ。

■都立調布特別支援学校「第30回夏まつり」

【日時】7月19日(土)午後2時～5時【内容】模擬店・アトラクション・ステージなど

【問い合わせ】都立調布特別支援学校 ☎042（487）7221

セミナー

■消費生活市民講座「あなたは防げますか？断れますか？」～悪質商法の甘いワナ～

【日時】7月16日(水)午前10時～正午【会場】中央公民館【定員】40人（大人のみ）【内容】最近多発している詐欺や催眠商法など消費者被害の実態や、被害に遭わないための方法などを分かりやすくお話しします【講師】栗

野潤子さん（狛江市消費生活相談員）

【申し込み・問い合わせ】地域活性課地域振興係へ。

■生ごみ堆肥化相談会

【日時】7月17日(木)午前10時～正午【会場】狛江市ビン・缶リサイクルセンター

【問い合わせ】清掃課

■古布再生「古い浴衣でアロハシャツを作ろう」

【日時】7月14日(月)・28日(月)午前10時～午後4時（随時見学可）【会場】狛江市ビン・缶リサイクルセンター【定員】各日10人【持ち物】古い浴衣（着物・羽織可）・ボタン（11mm～14mmを7個ぐらい）・物差し・筆記用具・紙ばさみ・裁ちばさみ・ミシン糸・針・裁縫道具【参加費】500円（材料代）

【申し込み・問い合わせ】清掃課へ。

■廃食油で作る石けん講座

【日時】7月27日(日)午前10時～正午【定員】24人【講師】宮澤みどりさん【持ち物】軍手・エプロン・1ℓの牛乳パック（洗つてよく乾かし、開かずにお持ちください）

【申し込み・問い合わせ】2日(水)午前9時から上和泉地域センター ☎（3489）9101へ。

■平成20年度東京都介護支援専門員実務研修受講試験

【受験要綱配布】7月15日(火)まで福祉総合相談窓口・地域包括支援センター【試験日】10月19日(日)

【申し込み・問い合わせ】7月15日(火)までに東京都高齢者研究 福祉振興財団 ☎（5206）8735へ。

スポーツ

■多摩川緑地公園グラウンドの利用を一時再開します

多摩川緑地公園グラウンドは、国土交通省によるスロープ改修工事、二ヶ領宿河原堰護床災害復旧工事および工事に伴うグラウンド整備のため使用できませんでしたが、利用を一時再開します。ただし、10月27日(月)から平成21年3月31日(火)（予定）までは、再度工事を行うため、使用できなくなります。

【一時利用期間】7月5日(土)～10月26日(日)※申し込みは体育課へ（午前10時から）。

【問い合わせ】体育課 ☎（3430）1141

■秋季軟式野球大会

【日程】9月7日～10月26日（毎日曜日）【会場】多摩川緑地公園グラウンド【対象】市内在住・在勤者で構成する12人以上のチーム【参加費】既チーム1万5,000円、新チーム1万8,000円（事業費・傷害保険料を含む）【申し込み】7月19日(土)午後6時30分から中央公民館で受け付け（参加届および参加費要持参）、午後7時から抽選会※本部でお手伝いができる方を併せて募集しています。

【問い合わせ】大塩 ☎（3489）4408

以下は広告枠です



講師 中野 博 氏
・エコハウスという名称を最初に用いた環境ジャーナリスト
・著書「その家づくりちょっと待った」他10数冊
・エコライフ研究所所長

今私達の回りの大きな変化を考えよう

地球と住宅環境セミナー

その家づくりちょっと待った

まちと森とエコハウス

講師 エコライフ研究所 所長 中野 博

- ・木の香りいっぱいのエコハウスに住みたい。
- ・未来の子どもたちのために環境を守り地球と仲良く
- ・CO₂70%削減、エコ国産骨太長寿200年住宅
- ・シックハウスの怖さを知る
- ・地球温暖化と住まいの寿命
- ・土地資産の有効活用と賃貸住宅

お申し込みはホームページからでもお電話でも可 <http://www.token-h.co.jp/> 特別対談（中野博×久慈正己）

住まいと暮らしの調和を創る

トークンホーム

URL▶<http://www.token-h.co.jp/>

0120-565-321

●一級建築士事務所●建築・施工・監理

株式会社 東建ハウジング

東京都狛江市岩戸北1-7-9 ☎03-3488-1001
info@token-h.co.jp

狛江のまち一魅力百選

狛江の“チョット
いいこと・いいところ”⑤

石井家長屋門

田中橋から和泉多摩川駅方面へ向かう旧鎌倉道をしばらく歩いていくと、石井家長屋門（元和泉一丁目）が見えてきます。

赤い屋根と黒光りする柱が印象的で、主屋、土蔵とともに、市の文化財に指定されています。

長屋門は、道路に面して建っており、間口七・五間（約14m）、奥行三・五間（4・6m）の木造平屋建てで、両脇に部屋がついています。

文化年間（19世紀初めごろ）の建築と推定され、江戸時代後期の旧状をよくと



石井家長屋門

どめています。

石井家は、江戸時代には和泉村（松下領）の名主としており、屋敷の規模はかなり大きなものです。長屋門の存在にもそれがよくあらわれています。

主屋は関東大震災のとき

に傾いたため、越後の大工の手によって、石場立ての柱から、土台を入れるものと改修されています。

こうした歴史的な建造物が、当時の場所そのままの形で維持保全されており、

広く市民に親しまれていることは、狛江のまちの大きな魅力の一つとして高く評価でき、魅力百選に選定されました。

個人の所有なので、内部を見学することはできませんが、今秋には解体され、国営昭和記念公園もれびの里に移築復元される予定です。

【問い合わせ】都市整備課
企画計画係

消費生活相談コーナーから②

保険契約の注意点

Q 銀行で年金と言われ契約をしたが、保険だったため、解約したら損をしました。

A これは、変額個人年金保険の契約です。

この保険は、保険会社の運用次第で受け取る年金額が変わります。中途解約は損料が取られます。

同じことが生命保険の配当にも言えます。

生存給付金、満期返戻金が、契約時に示された額より大幅に少なかったなどの相談もありました。

Q 医療保険に加入したのに入院しても保険金が支払われませんでした。

A これは、加入者の告知義務違反として保険金が支払われなかったものです。

加入時に健康状態などについて告知書で告知しますが、保険会社の営業職員に知らせてだけでは告知したことになりませんし、事実と違うことを書いてしまうと保険金が支払われないことがあります。

また、医療保険といっても、その対象にならないと保険金が支払われません。

例えば三大疾病保障保険では、上皮内ガンは一般的に対象外で、脳卒中なども60日以上所定の症状が継続することが条件です。

いまや保険は銀行、郵便局

でも販売される時代です。まとまったお金が入ったときなど、さまざまな保険商品を勧められることがあります。

必要なときに実際に支払われるか、受け取れないのはどのような場合か、月々の保険料の支払いに無理がないかなど、

不明なところは納得いくまでよく聞き、内容が分かった上で契約することが大切です。

保険会社は、毎年契約者に契約内容を確認してきますので、面倒がらずに内容を確認しましょう。

困ったときは、消費生活相談コーナーへ相談してください。

【問い合わせ】地域活性課地域振興係

7月の古民家園

■むいから親子行事「七夕飾りを作ろう」

【日時】5日(土)午後2時～3時

【対象】3歳以上の幼児とその保護者

【定員】10組

【持ち物】はさみ

■むいから子ども行事「かまどでご飯」

【日時】12日(土)午前10時～午後零時30分

【対象】小学生

【定員】10人

【内容】土間にあ

る「かまど」でご飯を炊いて、おにぎりにしていただきます。

【指導】知見孝一さんほか

【持ち物】三角巾・エプロン・タオル・軍手

■狛江学・座談会「職人から見た狛江の暮らし」

【日時】20日(日)午後2時～4時

【定員】先着25人

【内容】修行時代から独立後まで、仕事を通して見てきた狛江の移り変わりを語っていただきます。

【話し手】小川登さん(大工)、大久保栄八さん(大工)、富永清さん(畳屋)

【持ち物】履物を入れる袋

※定員のある行事は事前に申し込みが必要です。

【申し込み・問い合わせ】むいから民家園 ☎(3489)

8981(水・木曜日は休園、7・8月は午後6時まで開園)。

「狛江水辺の楽校」7月行事予定

■ホテル川の観察路づくりと自然観察会

【日程】6日(日)

【内容】草刈りをしながら水辺の生きものを観察します。

【指導】石田誠さん(狛江ほたる村)

■オギ原の観察路づくりと自然観察会

【日程】13日(日)

【内容】多摩川本流までの草刈りと昆虫観察

【指導】門脇昭生さん(第一小学校水辺の楽校ボランティア)

■ヤンマ池の観察路づくりとザリガニ釣り教室

【日程】27日(日)

【内容】草刈り後にザリガニ釣り教室を開きます。

【指導】猪股裕二さん(第六小学校おやじの会) ※スルメやタコ糸などの仕掛け要持参

【時間】各日とも午前10時～正午「クルミ村」集合※雨天中止

【持ち物】各日とも草地を歩ける服装・タオル・草刈りかま・弁当・水筒

※天気が良ければ、行事のあとで青空お弁当会も開きます。

【問い合わせ】竹本 ☎(5761) 2844



ザリガニ釣り



7月の市民相談

相談名	開催日と時間	相談員	申し込み等
税務相談	10日(木) 午後1時～4時	東京税理士会 武蔵府中支部	事前予約制。毎月1日から政策室広報広聴担当で受け付け
	毎週木曜日 午前10時～正午 午後1時～4時		事前予約制。会場は同支部 ☎042(488)5550
消費生活相談	月～金曜日 午前10時～正午 午後1時～4時	消費生活相談員	地域活性課へ(午後3時まで受け付け)
更生保護相談	23日(水) 午前10時～正午、午後1時～3時	保護司	2階第1市民相談室へ
難病者相談	7日(月) 午前9時～正午	難病者相談員	直接2階第2市民相談室へ
聴覚障がい者相談 介護保険相談	毎月第2水曜日 午前9時～正午 毎月第1・3木曜日 午後1時～4時	手話通訳士 介護保険相談員	福祉総合相談窓口
精神保健相談	15日(火) 午後2時～4時	精神科医師	事前予約制。福祉サービス支援室で受け付け
母子・女性相談	月～金曜日 午前8時30分～正午 午後1時～5時	母子自立支援員	子育て支援課へ
教育相談	月～金曜日 午前9時～正午 午後1時～4時	教育相談員	狛江市教育研究所 ☎(3430)6655へ
年金相談	毎週月・水・金曜日 午前9時～正午 午後1時～4時	社会保険労務士	直接健康支援課へ
高齢者就業 説明相談	22日(火) 午後1時30分～4時	狛江市シルバー人材センター ☎(3488)6735※電話予約制	
市税納税相談	月～金曜日 午前8時30分～午後5時	納税課(市役所2階8番窓口)	

相談名	開催日と時間	相談員	申し込み等
法律相談	毎週月・木曜日 午前9時～正午	弁護士	事前予約制。相談日の1週間前から政策室広報広聴担当で受け付け
カウンセリング・心の相談	2日(水)・16日(水) 午前9時～正午	カウンセラー	事前予約制。毎月1日から政策室広報広聴担当で受け付け(夜間相談は相談当日の午後4時まで受け付け)
住宅相談	9日(水) 午後1時～4時	建築士	
相続相談	1日(火)・15日(火) 午後1時～4時 夜間相談 8日(火) 午後6時～8時	行政書士会 調布支部	
女性悩みごと相談	9日(水)・23日(水)・30日(水) 午前9時～正午	カウンセラー	
交通事故相談	15日(火) 午後1時～4時	弁護士	
不動産取引相談	3日(水) 午後1時～4時	宅地建物取引業協会	
登記相談	14日(月) 午後1時～4時 夜間相談 28日(月) 午後6時～8時	司法書士会 調布支部	
人権身の上相談	17日(水) 午後1時～4時	人権擁護委員	
行政相談	18日(金) 午後1時～4時	行政相談委員	
土地家屋調査 測量表示登記相談	24日(水) 午後1時～4時	土地家屋調査士会	
ライフプラン 総合相談	7日(月) 午後1時～4時	元金融・生命保険 実務経験者	